

議案第31号

西海市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

西海市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年6月10日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例

(西海市都市計画審議会条例の一部改正)

第1条 西海市都市計画審議会条例（平成17年西海市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第8条中「さいかい力創造部」を「建設部」に改める。

(西海市情報公開条例の一部改正)

第2条 西海市情報公開条例（平成17年西海市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条中「総務課」を削る。

(西海市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 西海市特別職報酬等審議会条例（平成17年西海市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を削る。

(西海市公害防止条例の一部改正)

第4条 西海市公害防止条例（平成17年西海市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第14条第9項中「環境政策課」を削る。

(西海市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正)

第5条 西海市農業振興地域整備促進協議会条例（平成17年西海市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第7条中「主管課」を「西海ブランド振興部」に改める。

(西海市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 西海市個人情報保護審査会条例（平成17年西海市条例272号）の一部を次のように改正する。

第13条中「総務課」を削る。

(西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例の一部改正)

第7条 西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例（平成18年西海市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条中「長寿介護課」を「保健福祉部」に改める。

(西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例の一部改正)

第8条 西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例（平成19年西海市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条中「長寿介護課」を削る。

(西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の一部改正)

第9条 西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例（平成21年西海市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉課」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの条例の施行の日までに第1条の規定による改正前の西海市都市計画審議会条例の規定によりなされた審議会の庶務は、この条例による改正後の西海市都市計画審議会条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 新旧対照表

西海市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例

## &lt;第1条&gt;

新	旧
<p>西海市都市計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第207号</p> <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>建設部</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>西海市都市計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第207号</p> <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>さいかい力創造部</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p>

## &lt;第2条&gt;

新	旧
<p>西海市情報公開条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第10号</p> <p>第1条～第25条 (略) (庶務)</p> <p>第26条 審査会の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>第27条～第40条 (略)</p>	<p>西海市情報公開条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第10号</p> <p>第1条～第25条 (略) (庶務)</p> <p>第26条 審査会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>第27条～第40条 (略)</p>

<第3条>

新	旧
<p>西海市特別職報酬等審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第41号</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、総務部において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>西海市特別職報酬等審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第41号</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、総務部<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>

<第4条>

新	旧
<p>西海市公害防止条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例157号</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(公害対策審議会)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。</p> <p>第15条～第19条 (略)</p>	<p>西海市公害防止条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例157号</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(公害対策審議会)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 審議会の庶務は、市民環境部<u>環境政策課</u>において処理する。</p> <p>第15条～第19条 (略)</p>

<第5条>

新	旧
<p>西海市農業振興地域整備促進協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第162号</p> <p>第1条から第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>西海ブランド振興部</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>西海市農業振興地域整備促進協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第162号</p> <p>第1条から第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>主管課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>

<第6条>

新	旧
<p>西海市個人情報保護審査会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月28日 西海市条例第272号</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 審査会の庶務は、<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>第14条及び第15条 (略)</p>	<p>西海市個人情報保護審査会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年12月28日 西海市条例第272号</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 審査会の庶務は、<u>総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>第14条及び第15条 (略)</p>

<第7条>

新	旧
<p>西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月23日 西海市条例第38号</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>保健福祉部</u>において処理する。</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年6月23日 西海市条例第38号</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>長寿介護課</u>において処理する。</p> <p>第10条 (略)</p>

<第8条>

新	旧
<p>西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月25日 西海市条例第43号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月25日 西海市条例第43号</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、保健福祉部<u>長寿介護課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p>

<第9条>

新	旧
西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例 平成21年3月23日 西海市条例第6号	西海市次世代育成支援対策地域協議会設置条例 平成21年3月23日 西海市条例第6号
第1条～第8条 (略) (庶務)	第1条～第8条 (略) (庶務)
第9条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。	第9条 協議会の庶務は、保健福祉部 <u>福祉課</u> において処理する。
第10条 (略)	第10条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの条例の施行の日までに第1条の規定による改正前の西海市都市計画審議会条例の規定によりなされた審議会の庶務は、この条例による改正後の西海市都市計画審議会条例の相当規定によりなされたものとみなす。